○文部科学省告示第八号

選定保存技術研炭製造の保持者東浅太郎（平成六年文部省告示第九十二号）は、平成二十九年十月十九日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術研炭製造の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成三十年二月一日

文部科学大臣　林　芳正

○農林水産省告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市乙津字中山八八五（次の図に示す部分に限る。）、青梅市御岳山六〇のイ、六二のイ、六三、黒沢三丁目一五四六（次の図に示す部分に限る。）、成木七丁目一一八八・一一九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二〇二、一二〇三、成木八丁目五九〇の一、御岳二丁目五七一・五八一・五九二・五九五・六〇〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五七〇、駒木町一丁目八五五の二、八五八の二、沢井三丁目六九〇、六九一、西多摩郡奥多摩町境字水根一一〇九のイ（次の図に示す部分に限る。）、一一〇九の四、檜原村字小沢八二〇三の一・八二〇四・八二〇五の一・八二〇六・八二四〇・八三九九の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

駒木町一丁目八五五の二、八五八の二、字水根一一〇九のイ、一一〇九の四、字小沢八三九九の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町小丹波字寸庭平八三九の一・八四〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十二年六月八日農林水産省告示第八百一号

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県米原市柏原字奥手四二三八の二から四二三八の五まで、四二四〇の二、四二四五の二から四二四五の四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県米原市柏原字酒塩谷一四五の三、字苅安二七九の二、字田辺二五一五の二、字岩ヶ谷三八二六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県米原市柏原字向山一六九〇の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年七月二十日農林水産省告示第千二百二十五号（五に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月一日

農林水産大臣　齋藤　健